

魚津市告示第122号

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正について  
魚津市建設工事標準請負契約約款（平成9年魚津市告示第12号）の一部を  
次のように改正する。

令和5年8月22日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第34条 (略)</p> <p><u>(保証契約の変更)</u></p> <p>(a) 第35条 受注者は、前条第7項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>(b) 第35条 受注者は、前条第8項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2－4 (略)</p> <p>第36条－第55条 (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 単年度工事については、(a) 第34条、<u>(a) 第35条</u>及び(a) 第37条を適用し、第50条及び第55条は適用しない。</p> <p>2 一部債務工事については、(b) 第34条、<u>(b) 第35条</u>及び(b) 第37条を適用し、第55条は適用しない。</p> <p>3 全部債務工事については、(a) 第34条、<u>(a) 第35条</u>及び(a) 第37条を適用し、第50条は適用しない。</p>	<p>第1条－第34条 (略)</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第35条 受注者は、前条第8項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2－4 (略)</p> <p>第36条－第55条 (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 単年度工事については、(a) 第34条及び(a) 第37条を適用し、第50条及び第55条は適用しない。</p> <p>2 一部債務工事については、(b) 第34条及び(b) 第37条を適用し、第55条は適用しない。</p> <p>3 全部債務工事については、(a) 第34条及び(a) 第37条を適用し、第50条は適用しない。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。